

MLETR 対照表

	原文	仮訳	要綱案の考え方
Article 1. Scope of application 第1条 適用範囲	<p>1. This Law applies to electronic transferable records.</p> <p>2. Other than as provided for in this Law, nothing in this Law affects the application to an electronic transferable record of any rule of law governing a transferable document or instrument including any rule of law applicable to consumer protection.</p> <p>3. This Law does not apply to securities, such as shares and bonds, and other investment instruments, and to [...].</p>	<p>1. この法は、電子的移転可能記録に適用される。</p> <p>2. この法に定められるところを除き、この法は、消費者保護に適用可能な法の規定を含む、移転可能な証書又は文書を規律する全ての法の電子的移転可能記録への適用について影響を与えるものではない。</p> <p>3. この法は株券及び債券のような有価証券及び他の投資証書及び[...]には適用されない。</p>	<p>要綱案は、電子的移転可能記録に該当するもののうち船荷証券、複合運送証券及び倉荷証券（以下「船荷証券等」という。）を対象とするものであり、本条第1項及び第3項に適合する。</p> <p>また、要綱案は、電子船荷証券記録、電子複合運送証券記録及び電子倉荷証券記録（以下「電子船荷証券記録等」という。）の規定（第1部第1から第6まで及び第2部）を設け、これらに船荷証券等に関する規定が及ぶものとすることにより（第1部第7等）、機能的同等性を認めるものであって、既存の実体法に影響を与えるものではないことから、本条第2項にも適合する。</p>
Article 2. Definitions 第2条 定義	<p>For the purposes of this Law:</p> <p>“Electronic record” means information generated, communicated, received or stored by electronic means, including, where appropriate, all information logically associated with or otherwise</p>	<p>「電子的記録」とは、電子的方法により創出され、通信され、受信され、又は保存される情報を意味し、それが適切な場合は、同時に創出されたか否かに関わらずその記録の一部を構成するように論理的に関連付けられ又は結合</p>	<p>要綱案は、①本条と整合する定義規定を置くこととしており（第1部第1の1。電子裏書のように事後的に記録されたものであっても電子船荷証券記録等の一部を構成するように、論理的に関連付けられ又は結合された全ての情</p>

	<p>linked together so as to become part of the record, whether generated contemporaneously or not; “Electronic transferable record” is an electronic record that complies with the requirements of article 10;</p> <p>“Transferable document or instrument” means a document or instrument issued on paper that entitles the holder to claim the performance of the obligation indicated in the document or instrument and to transfer the right to performance of the obligation indicated in the document or instrument through the transfer of that document or instrument.</p>	<p>された全ての情報を含む。</p> <p>「電子的移転可能記録」とは、第10条の要件を満たす電子的記録である。</p> <p>「移転可能な証書又は文書」とは、紙によって発行された証書又は文書であり、その所持人に、当該証書又は文書に表示された義務の履行を請求すること及び当該証書又は文書の移転によって当該証書又は文書に表示された義務の履行への権利を移転することができるようするものをいう。</p>	<p>報を電子船荷証券記録等に記録することができることを当然の前提にしている。)、②第10条と同様の事項を技術的措置として求めるとしており(第1部第1の2及び注3)、③対象となる船荷証券等は「移転可能な証書又は文書」に該当することから、本条に適合する。</p>
Article 3. Interpretation 第3条 解釈	<p>1. This Law is derived from a model law of international origin. In the interpretation of this Law, regard is to be had to the international origin and to the need to promote uniformity in its application.</p> <p>2. Questions concerning matters governed by this Law which are not expressly settled in it are to be settled in conformity with the general principles on which this Law is based.</p>	<p>1. この法は国際的な起源を有するモデル法から導かれたものである。この法の解釈にあたっては、その国際的な起源並びにその適用における統一性を推進する必要を考慮しなければならない。</p> <p>2. この法が規律する事項に関する問題で、この法において明示的に解決されていないことは、この法が依拠する一般原則と整合するよう解決されなければならない。</p>	<p>要綱案は、国際的な調和を重視する観点からMLETRに準拠して立案されたものであり、本条の趣旨に照らして解釈されることを想定しているものであることから、本条に適合する。</p>
Article 4. Party	<p>1. The parties may derogate from or vary by</p>	<p>1. 当事者は合意により、この法の以下の規定の</p>	<p>要綱案は、商法を改正して電子船荷証券記録</p>

autonomy and privity of contract 第 4 条 当事者 自治と契約関係	agreement the following provisions of this Law: [...]. 2. Such an agreement does not affect the rights of any person that is not a party to that agreement.	適用を除外するか変更することができる。 [・・・] 2.かかる合意は当該合意の当事者ではないいかなる者の権利にも影響を与えるものではない。	等の規定を設けるというものであるところ、商法においては、当事者自治の原則が妥当し（强行規定と任意規定の区別については解釈に委ねられる。）、当事者間の合意の効力が当該合意をしていない者に及ぶものでもないことから、本条に適合する。
Article 5. Information requirements 第 5 条 情報の 要求	Nothing in this Law affects the application of any rule of law that may require a person to disclose its identity, place of business or other information, or relieves a person from the legal consequences of making inaccurate, incomplete or false statements in that regard.	この法は、ある者に対してその身元、営業の場所又はその他の情報を開示するように求めるいかなる法の定めの適用にも影響を与えず、また、この点について不正確、不完全又は虚偽の表明をしたことの法的帰結からある者を免れさせることはない。	要綱案は、商法を改正して電子船荷証券記録等の規定を設けるというものであり、情報の開示を求める他の法令の適用等に影響を与えるものではないことから、本条に適合する。
Article 6. Additional information in electronic transferable records 第 6 条 電子的 移転可能記録に おける追加的情 報	Nothing in this Law precludes the inclusion of information in an electronic transferable record in addition to that contained in a transferable document or instrument.	この法は、移転可能な証書又は文書に含まれている情報に追加して電子的移転可能記録に情報を含めることを排除するものではない。	要綱案は、電子船荷証券記録等に情報を追加して記録することができることを当然の前提にしていることから、本条に適合する。
Article 7. Legal	1. An electronic transferable record shall not be	1. 電子的移転可能記録は、それが電子的形態で	要綱案は、第 2 条と整合する定義規定を置く

<p>recognition of an electronic transferable record</p> <p>第 7 条 電子的移転可能記録の法的承認</p>	<p>denied legal effect, validity or enforceability on the sole ground that it is in electronic form.</p> <p>2. Nothing in this Law requires a person to use an electronic transferable record without that person's consent.</p> <p>3. The consent of a person to use an electronic transferable record may be inferred from the person's conduct.</p>	<p>あるという理由だけで法的効果、有効性又は強制可能性が否定されてはならない。</p> <p>2. この法は、ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用することを要求するものではない。</p> <p>3. ある者の電子的移転可能記録の利用への同意は、その者の行動から推認されることがある。</p>	<p>ほか、電子船荷証券記録等の規定（第 1 部第 1 から第 6 まで及び第 2 部）を設け、これらに船荷証券等に関する規定が及ぶものとすることにより（第 1 部第 7 等）、機能的同等性を認めるものであることから、本条第 1 項に適合する。</p> <p>また、要綱案は、電子船荷証券記録等の提供をするには当事者双方の同意が必要である旨の規定を設けることとしていることから（第 1 部第 2 の 1）、本条第 2 項にも適合する。</p> <p>さらに、要綱案は、上記同意について、特定の方式を要求するものとはしておらず（第 1 部第 2 の 1）、その者の行動から推認することができるものとしていることから、本条第 3 項にも適合する。</p>
<p>Article 8. Writing</p> <p>第 8 条 書面</p>	<p>Where the law requires that information should be in writing, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if the information contained therein is accessible so as to be usable for subsequent reference.</p>	<p>情報が書面で記載されることを法が要求している場合には、電子的移転可能記録については、そこに含まれる情報が後の参照に利用できるようにアクセス可能であれば、その要求は充たされる。</p>	<p>要綱案は、電子船荷証券記録等を「電子計算機による情報処理の用に供されるもの」とすることにより（第 1 部第 1 の 1）、そこに含まれる情報が後の参照に利用することができるようアクセスすることができるものとしていることから、本条に適合する。</p>
<p>Article 9. Signature</p> <p>第 9 条 署名</p>	<p>Where the law requires or permits a signature of a person, that requirement is met by an electronic transferable record if a reliable method is used to</p>	<p>法が人が署名することを要求している場合又は署名することができるとしている場合、その者を識別し、かつ、電子的移転可能記録に含</p>	<p>要綱案は、電子船荷証券記録等について、船荷証券等の署名又は記名押印に代わる措置として、電子船荷証券記録等が改変されているか</p>

	<p>identify that person and to indicate that person's intention in respect of the information contained in the electronic transferable record.</p>	<p>まれる情報についてのその者の意思を示すために、信頼できる手法が用いられていれば、電子的移転可能記録によってその要求は充たされる。</p>	<p>どうかを確認することができる措置その他の特定の者の作成に係るものであることを確實に示す措置をとることを求め（第1部第1の1及び5）、そのような措置がとられた電子船荷証券記録等に船荷証券等との機能的同等性を認めるものであることから（第1条についての「要綱案の考え方」参照）、本条に適合する。</p>
Article 10. Transferable documents or instruments 第10条 移転可 能な証書又は文 書	<p>1. Where the law requires a transferable document or instrument, that requirement is met by an electronic record if:</p> <p>(a) The electronic record contains the information that would be required to be contained in a transferable document or instrument; and</p> <p>(b) A reliable method is used:</p> <p>(i) To identify that electronic record as the electronic transferable record;</p> <p>(ii) To render that electronic record capable of being subject to control from its creation until it ceases to have any effect or validity; and</p> <p>(iii) To retain the integrity of that electronic record.</p> <p>2. The criterion for assessing integrity shall be whether information contained in the electronic</p>	<p>1. 法が移転可能な証書又は文書を要求している場合、その要求は次に該当するときには電子的記録によって充たされているものとする。</p> <p>(a) その電子的記録が、移転可能な証書又は文書において含まれることが求められている情報を含んでいるとき、かつ</p> <p>(b) 以下のために信頼できる手法が用いられているとき。</p> <p>(i) その電子的記録が電子的移転可能記録であると識別すること</p> <p>(ii) その電子的記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さなくなるまでの間、当該電子的記録を支配(control)することができるようによること、及び</p> <p>(iii) その電子的記録の完全性(integrity)</p>	<p>要綱案は、電子船荷証券記録等について、①それらに記録すべき事項を船荷証券等に記載すべき事項と同様のものとすることとし（第1部第1の1、第3の1）、②支配とその移転をすることができるものであることを求め（第1部第1の2）、③電子船荷証券記録等として効力を有する電磁的記録を識別することができる措置がとられていることを求め（第1部第1の注3）、④情報を記録し、保存することができる電磁的記録であることを前提に（第1部第1の1）、電子船荷証券記録等に記録された情報が変更され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置がとられていることを求めるとしており（第1部第1の注3）、これらを満たす電子船荷証券記録等に船荷証券等との機能的同等性を認めるものであ</p>

	transferable record, including any authorized change that arises from its creation until it ceases to have any effect or validity, has remained complete and unaltered apart from any change which arises in the normal course of communication, storage and display	<p>を保つこと</p> <p>2. 完全性を評価する基準は、その電子的移転可能記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さなくなるまでの間に生じた全ての認められた変更を含むその電子的移転可能記録に含まれる情報が、通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる全ての変更を除いて、全てそろったままかつ不変のままであるかどうかによるものとする。</p>	ることから（第1条についての「要綱案の考え方」参照）、本条に適合する。
Article 11. Control 第11条 支配	<p>1. Where the law requires or permits the possession of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if a reliable method is used: (a) To establish exclusive control of that electronic transferable record by a person; and (b) To identify that person as the person in control.</p> <p>2. Where the law requires or permits transfer of possession of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record through the transfer of control over the electronic transferable record.</p>	<p>1. 法が移転可能な証書又は文書の占有を要求している場合又は占有することができるとしている場合、電子的移転可能記録については、以下のために信頼できる手法が用いられているときは、その要求は充たされているものとする。</p> <p>(a) ある者によるその電子的移転可能記録への排他的な支配が確立されていること、かつ</p> <p>(b) その者が支配を有している者であると識別すること</p> <p>2. 法が移転可能な証書又は文書の占有の移転を要求している場合又は占有を移転することができるとしている場合、電子的移転可能記</p>	要綱案は、電子船荷証券記録等について、船荷証券等の占有又は所持に代わる概念として「電子船荷証券記録等の支配」を設け、その支配が排他的であることやその主体を識別することができるものであることを求めるることとし（第1部第1の2、3及び注3）、電子船荷証券記録等の支配を他者に移転することができるものであることを求めており（第1部第1の4）、これらを満たす電子船荷証券記録等に船荷証券等との機能的同等性を認めるものであることから（第1条についての「要綱案の考え方」参照）、本条に適合する。

		録については、その電子的移転可能記録への支配の移転によってその要求は充たされているものとする。	
Article 12. General reliability standard 第12条 一般的な信頼性の基準	<p>For the purposes of articles 9, 10, 11, 13, 16, 17 and 18, the method referred to shall be:</p> <p>(a) As reliable as appropriate for the fulfilment of the function for which the method is being used, in the light of all relevant circumstances, which may include:</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) Any operational rules relevant to the assessment of reliability; (ii) The assurance of data integrity; (iii) The ability to prevent unauthorized access to and use of the system; (iv) The security of hardware and software; (v) The regularity and extent of audit by an independent body; (vi) The existence of a declaration by a supervisory body, an accreditation body or a voluntary scheme regarding the reliability of the method; (vii) Any applicable industry standard; or <p>(b) Proven in fact to have fulfilled the function by</p>	<p>第9条、第10条、第11条、第13条、第16条、第17条及び第18条のためには、そこで言及されている手法は：</p> <p>(a) 以下を含む全ての関連する状況に照らして、その手法が用いられている目的である機能を果たすために適當な信頼性がなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 信頼性の評価に関するすべての業務規程 ii. データの完全性の保障 iii. システムへの無権限のアクセス及び利用を防ぐ能力 iv. ハードウェア及びソフトウェアのセキュリティ v. 独立組織体による監査の定期性及び範囲 vi. その手法の信頼性に関する監督機関、認定機関又は自主的スキームによる宣言の存在 vii. すべての適用される業界の標準 <p>(b) 又は、その機能を果たしたことが、それ自身により、又は、さらなる証拠と合わせて事実上証明されたものでなければならない。</p>	要綱案は、本条に整合する信頼性に関する規定を設けるものとしていることから（第1部第1の注3）、本条に適合する。

	itself or together with further evidence.		
Article 13. Indication of time and place in electronic transferable records 第13条 電子的 移転可能記録に おける時間と場 所の表示	Where the law requires or permits the indication of time or place with respect to a transferable document or instrument, that requirement is met if a reliable method is used to indicate that time or place with respect to an electronic transferable record.	法が移転可能な証書又は文書に関して時間又は場所の表示を要求している場合又は表示できるとしている場合、電子的移転可能記録については、その時間又は場所を表示するために信頼できる手法が用いられていればその要求は充たされているものとする。	要綱案は、電子船荷証券記録等に記録すべき事項を船荷証券等と同様のものとすることとし（第1部第1の1、第3の1）、その中には時間や場所に関する事項も含まれているが、これらの事項の記録については、その方式を限定しておらず、第12条と整合する信頼性に関する規定（第1部第1の注3）が定める要件を満たせば足りるものとしていることから、本条に適合する。
Article 14. Place of business 第14条 営業の 場所	<p>1. A location is not a place of business merely because that is: (a) Where equipment and technology supporting an information system used by a party in connection with electronic transferable records are located; or (b) Where the information system may be accessed by other parties.</p> <p>2. The sole fact that a party makes use of an electronic address or other element of an information system connected to a specific country does not create a presumption that its place of business is located in that country.</p>	<p>1. 以下の場所であるというだけでは、営業の場所とはならない。</p> <p>(a)電子的移転可能記録に関してある当事者によって用いられている情報システムを補助する装置及び技術が所在する場所、又は</p> <p>(b)相手方当事者がその情報システムにアクセスする場所</p> <p>2. ある当事者がある特定の国に関連する電子アドレス又は他の情報システムの要素を利用しているという事実だけでは、その国に営業の場所があるという推定はなされない。</p>	要綱案は、「営業の場所」に関する規定を設けることとはしていない。「営業の場所」については、各法令の解釈、適用によって定まるものであり、電子船荷証券記録等に関する規定によって左右されるものではないことから、要綱案は、本条に適合する。

Article 15. Endorsement 第 15 条 裏書	Where the law requires or permits the endorsement in any form of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if the information required for the endorsement is included in the electronic transferable record and that information is compliant with the requirements set forth in articles 8 and 9.	法が移転可能な証書又は文書についていかなる形式であれ裏書を要求している場合又は裏書できるとしている場合、電子的移転可能記録については、その裏書のために必要な情報がその電子的移転可能記録に含まれており、かつその情報が第 8 条及び第 9 条に示された要求を充たすものである場合は、裏書の要求は充たされているものとする。	要綱案は、電子船荷証券記録等について、電子裏書として記録すべき事項を船荷証券の裏書の記載と同様のものとすることとした上で、船荷証券等における署名又は記名押印に代わる措置として、記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の特定の者の作成に係るものであることを確實に示す措置をとることを求めており（第 1 部第 1 の 5）、そのような電子裏書がされた電子船荷証券記録等に船荷証券等との機能的同等性を認めるものであることから（第 1 条についての「要綱案の考え方」参照）、本条に適合する。
Article 16. Amendment 第 16 条 訂正	Where the law requires or permits the amendment of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if a reliable method is used for amendment of information in the electronic transferable record so that the amended information is identified as such.	法が移転可能な証書又は文書の訂正を要求している場合、又は訂正できるとしている場合、電子的移転可能記録については、訂正された情報がそのようなものであると識別できるよう、その電子的移転可能記録における情報の訂正のために信頼できる手法が用いられていれば、その要求は充たされているものとする。	要綱案は、電子船荷証券記録等について、①船荷証券等には訂正についての規定がないため、電子船荷証券記録等についても訂正についての規定は設けないこととしており、②電子船荷証券記録等に記録された情報が変更され、又は消去された場合には、その履歴を記録し、又は保存する措置がとられていることを求めていることから（第 1 部第 1 の注 3）、本条に適合する。
Article 17.	1. An electronic transferable record may replace a	1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用い	要綱案は、①船荷証券等から電子船荷証券記

<p>Replacement of a transferable document or instrument with an electronic transferable record</p> <p>第17条 移転可能な証書又は文書の電子的移転可能記録への置き換え</p>	<p>transferable document or instrument if a reliable method for the change of medium is used.</p> <p>2. For the change of medium to take effect, a statement indicating a change of medium shall be inserted in the electronic transferable record.</p> <p>3. Upon issuance of the electronic transferable record in accordance with paragraphs 1 and 2, the transferable document or instrument shall be made inoperative and ceases to have any effect or validity.</p> <p>4. A change of medium in accordance with paragraphs 1 and 2 shall not affect the rights and obligations of the parties.</p>	<p>られていれば、移転可能な証書又は文書を電子的移転可能記録によって置き換えることができる。</p> <p>2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が電子的移転可能記録の中に挿入されなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項に従って電子的移転可能記録が発行されたとき、その移転可能な証書又は文書は効力を失い、かついかなる効果又は有効性も有さなくなる。</p> <p>4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。</p>	<p>録等への媒体の変更に関する規定を設け（第1部第8の1）、②媒体の変更後の電子船荷証券記録等には媒体の変更がされたことを記録しなければならないこととし（第1部第8の1(1)後段）、③媒体の変更前の船荷証券等の効力が失われるようするするために、電子船荷証券記録等への媒体の変更を行う場合には、船荷証券等と引換でなければならないものとし（第1部第8の1(1)後段）、④媒体の変更によって当事者の権利及び義務に影響が生じないようにするために、媒体の変更後の電子船荷証券記録等には媒体の変更前の船荷証券等と同一の内容を記録しなければならないものとしていることから（第1部第8の1(1)後段）、本条に適合する。</p>
<p>Article 18.</p> <p>Replacement of an electronic transferable record with a transferable document or instrument</p>	<p>1. A transferable document or instrument may replace an electronic transferable record if a reliable method for the change of medium is used.</p> <p>2. For the change of medium to take effect, a statement indicating a change of medium shall be inserted in the transferable document or instrument.</p> <p>3. Upon issuance of the transferable document or instrument in accordance with paragraphs 1 and 2,</p>	<p>1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用いられていれば、電子的移転可能記録を移転可能な証書又は文書によって置き換えることができる。</p> <p>2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が移転可能な証書又は文書の中に挿入されなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項に従って移転可能な証書</p>	<p>要綱案は、①電子船荷証券記録等から船荷証券等への媒体の変更に関する規定を設け（第1部第8の2）、②媒体の変更後の船荷証券等には媒体の変更がされたことを記載しなければならないこととし（第1部第8の2(1)後段）、③媒体の変更前の電子船荷証券記録等の効力が失われるようするるために、船荷証券等への媒体の変更を行う場合には、電子船荷証券記録等</p>

第18条 電子的 移転可能記録の 移転可能な証書 又は文書への置 き換え	<p>the electronic transferable record shall be made inoperative and ceases to have any effect or validity.</p> <p>4. A change of medium in accordance with paragraphs 1 and 2 shall not affect the rights and obligations of the parties.</p>	<p>又は文書が発行されたとき、その電子的移転可能記録は効力を失い、かついかなる効果又は有効性も有さなくなる。</p> <p>4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。</p>	<p>を利用することができないようにする措置と引換でなければならないものとし（第1部第8の2(1)後段）、④媒体の変更によって当事者の権利及び義務に影響が生じないようするために、媒体の変更後の船荷証券等には媒体の変更前の電子船荷証券記録等と同一の内容を記載しなければならないものとしていることから（第1部第8の2(1)後段）、本条に適合する。</p>
Article 19. Non-discrimination of foreign electronic transferable records 第19条 外国の電子的移転可能記録に対する非差別	<p>1. An electronic transferable record shall not be denied legal effect, validity or enforceability on the sole ground that it was issued or used abroad.</p> <p>2. Nothing in this Law affects the application to electronic transferable records of rules of private international law governing a transferable document or instrument.</p>	<p>1. 電子的移転可能記録は、それが外国で発行された又は利用されたという理由のみによって法的効果、有効性又は強制可能性を否定されなければならない。</p> <p>2. この法のいかなるものも、移転可能な証書又は文書を規律する国際私法のルールの電子的移転可能記録への適用について影響を与えない。</p>	<p>要綱案は、商法を改正して電子船荷証券記録等の規定を設けるというものであるところ、①電子船荷証券記録等が外国で発行又は利用されたことをもって当該電子船荷証券記録等の効力を否定するものではないし、②準拠法の指定に関する規定を設けることとはしておらず、国際私法のルールに直接影響を与えるものでないことから、本条に適合する。</p>

以上